

## 米原市建設工事等入札執行要領

### (趣旨)

第1条 市発注建設工事、設計・測量およびコンサルタント業務委託等(以下「建設工事等」という。)の入札執行について、法令、条例および規則等に特別の定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (入札等の手続き)

第2条 主管課長は、入札に付する事項について決裁がなされたときは、契約担当者が指定した吏員(以下「入札執行者」という。)と調整して直ちに入札のための手続きをとらなければならない。

### (入札の無効等)

第3条 入札の無効は、米原市契約規則(平成17年米原市規則第43号。以下「契約規則」という。)第15条および第22条に定める場合とする。

2 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 建設工事等契約審査会において予定価格の事前の公表が決定され、公表された予定価格を超える入札をした者
- (2) 再度入札において、前回の入札における最低入札価格以上の価格で入札をした者
- (3) 当該入札に参加した者のうち、有効な入札を行わなかった者

### (入札執行者)

第4条 入札は、入札執行者が行うものとする。

### (入札の取りやめ等)

第5条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

- (1) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ったと認められるとき。
- (2) 入札参加者が不穏の行動をなすとき。
- (3) 天災地変その他やむを得ない理由があるとき。
- (4) その他入札を公正に執行することができないと入札執行者が判断したとき。

2 入札執行者は、前項の規定により入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期もしくは取りやめたときは、その理由を付して契約担当者に報告しなければならない。

### (禁止事項)

第6条 入札執行者は、次の事項を入札者に履行され、違反したと認めたときは退場を命ずることができるものとする。

- (1) 入札執行中は、特に必要と認めた場合を除くほか入札執行室の出入りを禁ずること。
- (2) 入札執行中は、私語、放言等を禁ずること。

(3) 入札関係者以外の者の入札執行室への入室を禁ずること。

(4) 酒気をおびて入札執行室へ入室することを禁ずること。

(5) 入札執行者が、特に指示した事項

(見積期間)

第7条 入札執行者は、次の各号に掲げる見積期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号および第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 1件の予定価格が500万円に満たない建設工事等 5日以上

(2) 1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない建設工事等 10日以上

(3) 1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事等 15日以上

2 前項の見積期間は、入札期日の前日から起算するものとする。

3 入札参加者は、設計書、仕様書および図面を熟覧し、入札通知等で定めた期間に疑義等の確認をしておかなければならない。

(入札の辞退等)

第8条 入札執行者は、競争入札において当該建設工事等に指名した者または競争参加資格の確認を行った者で入札執行前に入札を辞退する者があるときは、入札辞退届(様式第1号)を提出させなければならない。ただし、郵便による入札の場合は、この限りでない。

2 入札執行者は、競争入札執行中に入札を辞退する者があるときは、入札辞退届または辞退する旨を明確に確認することができる書面を提出させなければならない。

3 入札執行者は、入札の辞退等により入札の参加者が一人となるときは、入札執行をとりやめるものとする。ただし、電子入札システムを使用した入札および郵便による入札の場合は、この限りでない。

(入札参加者等の公表)

第9条 入札通知した事項のうち、次に掲げる事項については、通知後なるべく早期に公表するものとする。

(1) 工事(委託)等の名称、施工場所および施工期間(履行期限)

(2) 工事(委託)等の概要

(3) 入札執行の場所および日時

(4) 指名競争入札による場合は、入札参加者の商号または氏名

(郵便による入札)

第10条 郵便による入札は、入札の公示または通知(以下「入札の公示等」という。)においてその旨指示した場合に限り、認めるものとする。

2 前項の入札は、入札書(入札の公示等において指示した書類を含む。以下本条において同じ。)を書留郵便により提出させて行い、指定された日時までに到着したものに限り受領するものとする。ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めるものとする。

3 前項の指定された日時後に提出された入札書があるときには、受領せず、到着日時を封書に記入し、当該入札者に書留郵便にて返送するものとする。

4 入札執行者は、必要があると認めるときは、郵便により入札をした者を開札に立ち合わせる  
ことができる。

(入札参加者等の確認)

第 11 条 入札執行者は、入札執行において、入札参加者の商号または氏名を呼びあげて出席の有  
無を確認するものとする。

2 入札執行者は、第 15 条の規定による入札をする者が代理人であるときは、入札前に委任状を  
提出させなければならない。

(入札執行宣言)

第 12 条 入札執行者は、所定の時刻になったときは、直ちに入札を開始する旨を宣言しなければ  
ならない。

2 入札執行者は、第 10 条および第 14 条の規定による入札を併存させる場合において、第 10 条  
第 2 項の規定による入札を行った者があるときは、他の入札参加者に対し、その旨公表しなけ  
ればならない。

(疑義等の確認)

第 13 条 入札執行者は、入札書の提出前に当該入札の公示等の事項(設計書、仕様書および図面  
に係る事項等は除く。)について疑義または不明な点がないかどうか確認しなければならない。

(入札書の提出)

第 14 条 入札は、第 10 条第 2 項による場合を除き、所定の入札箱に入札書を投函させて行う。

(開札)

第 15 条 入札執行者は、入札者全員の提出を確かめたうえ、地方自治法施行令(昭和 22 年政令  
第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 8 第 1 項および第 167 条の 13 の規定により開札  
を行うものとする。ただし、第 11 条第 2 項の規定による入札を行った者が開札に立ち会わない  
場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行わなければならない。

2 前項の場合においては、第 3 条に規定する入札の無効のものを除き、失格者以外の最低入札  
価格を読みあげなければならない。

(落札者の決定)

第 16 条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低をもって申込みをした者を落札  
者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合、最低制限価格以上の入札を行った者でなけれ  
ばならない。

2 最低制限価格を設けない場合において、契約の相手方となるべき者の入札書記載価格によっ  
ては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は  
落札者の決定を保留し、令第 167 条の 10 第 1 項もしくは第 167 条の 10 の 2 第 2 項または第 167  
条の 13 の規定に基づき、落札者を決定しなければならない。

3 第 1 項および第 2 項の規定による落札者への通知は、契約規則第 18 条の規定により落札通知  
書により行うものとする。

(再度入札)

第 17 条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることができる。

2 前項の再度入札において、入札を行った者のすべてが立ち会っている場合にあっては、直ちにその他の場合にあっては速やかに別に通知する日時において、入札を行うものとする。

(入札執行回数等)

第 18 条 入札執行回数は、1 件につき 3 回を限度とする。ただし、予定価格を事前に公表した入札については 1 回とする。

2 前項において落札者がいない場合は、指名替え等を行うものとする。ただし、工期等の関係から指名替え等をする暇がない場合においては、随意契約の手続きに移ることができる。

3 前項ただし書による随意契約ができないときは、指名替え等を行うものとする。

(見積内訳書の徴収)

第 19 条 入札執行者は、必要と認めたときは、入札参加者に見積内訳書の提出を求めることができる。ただし、予定価格を事前に公表した入札については、見積内訳書を提出させるものとする。

(落札とならないときの報告)

第 20 条 入札執行者は、落札者が決定しないときまたは第 18 条第 3 項により随意契約ができないときは、その旨を契約担当者に報告しなければならない。

(入札終了の宣言)

第 21 条 入札執行者は、入札を終了したときは、入札終了した旨の宣言をしなければならない。

2 入札執行者は、入札が不調となったときは、不調となった旨の宣言をしなければならない。

(入札結果等の公表)

第 22 条 入札執行者は、入札等の終了後、なるべく早期にその結果等を公表するものとする。

2 入札結果等の公表は、次項に掲げる書面を掲示するとともに、入札等を執行した日の属する年度において閲覧に供することにより行うものとする。

3 入札結果等の公表は、指名競争入札にあっては入札記録調書の写し、一般競争入札にあっては入札者名および各入札者の各回の入札金額を記載した書面を掲示および閲覧に供するものとする。

#### 付 則

この要領は、平成 17 年 2 月 14 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

## 予定価格の事前公表について

### 1 趣旨

公共工事に対する住民の信頼ならびに公共工事の公正な競争の確保を図るため、予定価格の事前公表を実施する。

### 2 予定価格の事前公表の方法

#### ① 対象の建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事で、建設工事等契約審査会において予定価格を事前に公表することが決定されたもの

#### ② 公表の方法

一般競争入札については米原市契約規則（平成17年米原市契約規則第43号。以下「契約規則」という。）第5条に規定する公告に記載し、指名競争入札については、米原市の建設工事に係る発注見通しならびに入札および契約の過程ならびに契約内容に関する事項の公表要綱（平成17年米原市要綱第 号）第3条第2項第3号に規定する事項の公表のときならびに契約規則第21条に規定する入札指名通知に記載

#### ③ 実施時期

平成17年4月1日以降に発注する対象の建設工事から適用する。

### 3 入札に係る措置

① 入札回数は、1回とする。

② 入札参加者は、工事費見積内訳書を事前に提出する。